

# 第2回介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)に係る事業者説明会

資 料 編

平成28年12月26日(月)

宮崎市福祉部

長寿支援課介護予防係

1 宮崎市訪問介護相当サービス（みなし）サービスコード表（案）

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A1 1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
A1 1113	訪問型サービスⅠ・初任	(みなし)			818	
A1 1114	訪問型サービスⅠ・同一	(Ⅰ)	1,168 単位		1,051	
A1 1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	736	
A1 2111	訪問型サービスⅠ日割	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38	1日につき
A1 2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	(みなし)			27	
A1 2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	(Ⅰ)	38 単位		34	
A1 2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	24	
A1 1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A1 1213	訪問型サービスⅡ・初任	(みなし)			1,635	
A1 1214	訪問型サービスⅡ・同一	(Ⅱ)	2,335 単位		2,102	
A1 1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,472	
A1 2211	訪問型サービスⅡ日割	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	1日につき
A1 2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	(みなし)			54	
A1 2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	(Ⅱ)	77 単位		69	
A1 2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	49	
A1 1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A1 1323	訪問型サービスⅢ・初任	(みなし)			2,593	
A1 1324	訪問型サービスⅢ・同一	(Ⅲ)	3,704 単位		3,334	
A1 1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,334	
A1 2321	訪問型サービスⅢ日割	訪問型サービス費	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	122	1日につき
A1 2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	(みなし)			85	
A1 2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	(Ⅲ)	122 単位		110	
A1 2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	77	
A1 2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	266	1回につき
A1 2413	訪問型サービスⅣ・初任	(みなし)			186	
A1 2414	訪問型サービスⅣ・同一	(Ⅳ)	266 単位		239	
A1 2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	167	
A1 2511	訪問型サービスⅤ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	270	
A1 2513	訪問型サービスⅤ・初任	(みなし)			189	
A1 2514	訪問型サービスⅤ・同一	(Ⅴ)	270 単位		243	
A1 2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	170	
A1 2621	訪問型サービスⅥ	訪問型サービス費	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	285	
A1 2623	訪問型サービスⅥ・初任	(みなし)			200	
A1 2624	訪問型サービスⅥ・同一	(Ⅵ)	285 単位		257	
A1 2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	180	
A1 1411	訪問型短時間サービス	訪問型サービス費	事業対象者・要支援1・2 (20分未満)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	165	
A1 1413	訪問型短時間サービス・初任	(みなし)			116	
A1 1414	訪問型短時間サービス・同一	(短時間サービス)	165 単位		149	
A1 1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	104	
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				1月につき
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A1 8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A1 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A1 8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1 4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A1 4002	訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算		100 単位加算	100	
A1 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 86/1000 加算		
A1 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 48/1000 加算		
A1 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算		
A1 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

2 宮崎市訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（案）

平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	38 単位	38	1日につき	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		38 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77 単位	77	1日につき	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	122 単位	122	1日につき	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	266	1回につき	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186		
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		※1月の中で全部で4回まで 介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	270		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	285		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満)	165		
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		165 単位	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一		※1月につき22回まで 介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	104		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100 単位加算	100		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 86/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 48/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算			

### 3 宮崎市通所介護相当サービス（みなし）サービスコード表（案）

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
A5	1111	通所型サービス1	通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A5	1112	通所型サービス1日割			54 単位			54
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき	
A5	1122	通所型サービス2日割			111 単位			111
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	378 単位	378	1回につき	
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	389 単位			389
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算		240	1月につき	
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業者と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算		100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225 単位加算		225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算	150 単位加算		150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150 単位加算		150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算		事業所評価加算	120 単位加算		120	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算 I 11	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算 I 12			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算 I 21		(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算 I 22			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算 I	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 40/1000 加算				
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 22/1000 加算				
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	(2) で算定した単位数の 90% 加算				
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算 IV	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(2) で算定した単位数の 80% 加算				

#### 定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
A5	8001	通所型サービス1・定超	通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき	
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位			38
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき	
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111 単位			78
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	378 単位	265	1回につき	
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	389 単位			272

#### 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
A5	9001	通所型サービス1・人欠	通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき	
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位			38
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき	
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位			78
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	378 単位	265	1回につき	
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	389 単位			272

4 宮崎市通所介護相当サービス（独自）サービスコード表（案）

平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54 単位		54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111 単位		111	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1	378 単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2	389 単位	389		
A5	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A5	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A5	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算		240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業者と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算		100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225 単位加算		225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	150 単位加算		150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150 単位加算		150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		(1)選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		(1)選択的サービス複数実施加算 (I)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算	120 単位加算		120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I) イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算 (I) ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 40/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 22/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算 (III)	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算 (IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111 単位			78
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	378 単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111 単位			78
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	378 単位		265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	389 単位		272	

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（案）

※宮崎県国民健康保険団体連合会が開催する説明会時に提示される予定です。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
			介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 430 単位	430	1月につき
			介護予防ケア初回加算	初回加算 300 単位加算	300	
			介護予防ケア小規模多機能連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位加算	300	

（注意）予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援)	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
		・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護)	契約解除日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	(廃止・満了日) (開始日)
・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始			
・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)		入居日の前日	
・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)		サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(要介護⇔要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・受給資格取得</li> <li>・転入</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	変更日 サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(要介護⇔要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・受給資格喪失</li> <li>・転出</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	変更日 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
夜間対応型訪問介護	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業所指定有効期間満了</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (満了日) (開始日)
訪問看護(定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業 所と連携して訪問看護を行 う場合)	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	退所日の翌日 退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>	給付終了日の翌日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	変更日 契約解除日 (満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	入所日の前日 入居日の前日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>		給付開始日の前日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)		入所日の前日 入居日の前日	
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス(みなし)</li> <li>・訪問型サービス(独自)</li> <li>・通所型サービス(みなし)</li> <li>・通所型サービス(独自)</li> </ul> <p>※月額包括報酬の単位とした場合</p>	<p>開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者との契約開始</li> <li>・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)</li> <li>・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)</li> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li> </ul>	変更日
		契約日
		契約日
		契約解除日の翌日
		退居日の翌日
		契約解除日の翌日
		退所日の翌日
		変更日
	<p>終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要介護)</li> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> <li>・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)</li> <li>・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li> </ul>	変更日
		契約解除日
		(廃止・満了日) (開始日)
		契約解除日
		サービス提供日の前日
		入居日の前日
		サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>	-

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。  
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

様式第一の二（附則第二条関係）

平成		年		月分
----	--	---	--	----

介護予防・日常生活支援総合事業費  
請求書

保 険 者

（別 記） 殿

下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業所番号																					
請求事業所	名 称																				
	所在地	〒																			
	連絡先																				

事業費請求

区分	サービス費用					
	件数	単位数	費用合計	事業費請求額	公費請求額	利用者負担
訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費						
介護予防ケアマネジメント費						
合 計						

公費請求

区 分	サービス費用			
	件数	単位数	費用合計	公費請求額
12 生 保 訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費				
生 保 介護予防ケアマネジメント費				
81 被爆者助成				
58 障害者・支援措置（全額免除）				
25 中国残留邦人等				
合 計				



記載例

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書  
 （訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	9	年	0	4	月分
保険者番号						

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(フリガナ)	ミヤザキ タロウ										
	氏名	宮崎 太郎										
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和		性別	1.男	2.女				
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2										
	認定有効期間	平成	2	9	年	0	4	月	0	1	日	から
	平成	3	1	年	0	3	月	3	1	日	まで	

請求事業者	事業所番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	事業所名称	宮崎事業所										
	所在地	〒	1	1	1	-	1	1	1	1		
		〇〇県〇〇市△△町1-1-1										
連絡先	電話番号 0985-11-1111											

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成										
事業所番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
事業所名称	〇〇地域包括支援センター										

開始年月日	平成	2	9	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年			月			日
-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
		訪問型サービス I	A 1 1 1 1 1 1		1	1 1 6 8		
	訪問型サービス処遇改善加算 I	A 1 6 2 7 0		1	1 0 0			

事業費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	A 1													
	③サービス実日数	4	日												
	④計画単位数		1	1	6	8									
	⑤限度額管理対象単位数		1	1	6	8									
	⑥限度額管理対象外単位数			1	0	0				給付率 (/100)					
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥		1	2	6	8				事業	9	0			
	⑧公費分単位数				0					公費					
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位				合計					
	⑩事業費請求額		1	1	4	1	2				1	1	4	1	2
	⑪利用者負担額			1	2	6	8					1	2	6	8
	⑫公費請求額					0									0
	⑬公費分本人負担					0									0

